平成３０年１１月１５日

ＰＴＡ会員の皆さまへ

北大和小学校ＰＴＡ
会　長　　石井　浩一

北大和小学校ＰＴＡ

平成３０年度　臨時総会資料

来る１２月６日（木）１５時３０分より、平成３０年度北大和小学校ＰＴＡ臨時総会を開催いたします。（詳細は、裏面をご覧ください。）

ご多忙の折とは存じますが、ぜひとも皆さまお誘い合わせの上お越しください。

【開始時刻】　・１５：１０～　総会受付（総会受付終了は１５：２５）

・１５：３０～　臨時総会

＊ 車でのご来校はご遠慮ください。

出席できない方は、下記委任状を１２月４日（火）までに
担任の先生にご提出をお願いいたします。

---------------------------- きりとり線 ----------------------------

委　任　状

北大和小学校ＰＴＡ会長　殿

私儀このたび都合により、臨時総会に出席できませんので、議長殿に一切の権限を委任いたします。

平成３０年　　月　　日

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

（ＰＴＡ本部）

平成３０年度臨時総会

１．日　時　　平成３０年１２月６日（木）　総会受付　１５：１０～

臨時総会　１５：３０～

２．場　所　　北大和小学校　体育館

３．議　事

（１）委員選出方法変更について　審議・承認

① 各学級から、各学年選出へ変更します。

② 学年選出への変更に伴い、選出人数の変更をします。

③ 次年度の役員指名委員・学年委員・文化委員・広報委員を選出する時期を２月に変更します。
特別委員会であるカルチャークラブ委員会は、１月の運営委員会で承認されたのち、２月に委員選出とします。

④ 役員指名委員を地区選出から学年選出に変更し、対象学年を２年生から６年生とします。

＊　ご出席の際には、総会資料、上履き、靴入れ、ＰＴＡパスカードを忘れずにご持参ください。

第１号議案

大和市立北大和小学校ＰＴＡ運営の変更について（案）

【 議案提出理由 】

創立７０周年を迎え新たな１０年・２０年に向かってスタートしていくこの時に、昨年より運用を開始したひまわりカードと、６月に全保護者を対象に実施したアンケートの結果から、実に多くの保護者の方が現行のＰＴＡ活動や運営に対し、様々な疑問や考えをお持ちであることが分かりました。

今後も、保護者と教職員がより理解を深め、一層の協力体制のもと、時代の流れに合わせ、活動しやすいＰＴＡ活動に向かっていくことと共に、ＰＴＡ活動の「負担感」の軽減を目指していきたいと思い、以下の議案を提出いたします。

なおＰＴＡ規約第９章役員指名委員会第３０条、第１０章常任委員会第４０条（１）（２）（３）、第１１章特別委員会第４８条に基づき、総会にて審議いただき、承認いただきました際には、平成３０年度臨時総会後より適用されます。

【 議案 】

（１）委員選出方法変更について

① 各学級から、各学年選出へ変更します。

② 学年選出への変更に伴い、選出人数の変更をします。

③ 次年度の役員指名委員・学年委員・文化委員・広報委員を選出する時期を２月に変更します。
特別委員会であるカルチャークラブ委員会は、１月の運営委員会で承認されたのち、２月に委員選出とします。

④ 役員指名委員を地区選出から学年選出に変更し、対象学年を２年生から６年生とします。

①②④　北大和小学校ＰＴＡ選出人数の変更について（比較表）

平成３１年度の学年と児童数	指名	常任委員会 学年	文化	広報	特別委員会 カルチャー	バレー	現行学年選出人数 **→変更案学年選出人数**
１年　２００	０	４【１】	４	４	１０（上限）	２	**２７**名（上限） （指名３名を含み、文・広を均等に）
２年　２０８	３	４【１】	５	５	１０（上限）	２	３２名　→　**２９**名（上限）
３年　１６７	３	４【１】	２	２	１０（上限）	２	２７名　→　**２３**名（上限）
４年　１８１	３	４【１】	３	３	１０（上限）	２	２７名　→　**２５**名（上限）
５年　２１６	３	４【１】	５	５	１０（上限）	２	３２名　→　**２９**名（上限）
６年　１６７	３	４【１】	２	２	１０（上限）	２	２７名　→　**２３**名（上限）
	１５名	２４名	２１名	２１名	６０名（上限）	１２名	**１５６**名（上限）

☆詳しい算出方法については、裏面をご参照ください。

☆学年委員の【１】は補欠です。理由として、備品補充や企画など、学年ごとの活動が多く、１名減少の影響が大きいため、すでに決定している方が、年度末３月３１日までに転居で会員資格を喪失した場合にのみ補欠が繰り上がりとなります。

上限選出人数が文化、広報委員に均等に人数を分配できない場合は、少ない人数に合わせています。

一度確定した常任委員会の人数は６年間変動しません。

特別委員会の人数によって、学年選出人数に変動があります。

③　北大和小学校ＰＴＡ運営変更について（案）

☆現１年生～５年生

〈１〉１２月にひまわりカードを配布し、同月に回収。各委員会立候補など意思表示を明確にする。

〈２〉２月の学習発表会前の時間を使い、委員会説明会（『ＰＴＡって何？』活用）、各委員会委員選出を行う。（本部主体）

〈３〉選出の優先順位は、立候補からとする。定数より多い場合は、参加者の話し合いにて決定。また、少ない場合は、未経験者の中より抽選を行う。

〈４〉決定次第、クラスと氏名を確認。後日ＰＴＡ封筒にて名簿用紙・３月開催の全体会通知を配布する。

－３月開催全体会について－

・内容は、新１年生委員以外の中から正副を決める。４月以降の委員会活動の内容やスケジュールを決める。

・全体会開催日程は、委員選出決定より１ヶ月後を目安に調整、全委員会同日開催とし、放課後の低学年の教室をお借りする。

☆新１年生

〈１〉入学説明会後にＰＴＡ説明会を開催（本部主体）。
『ＰＴＡって何？』を活用し、委員会紹介とひまわりカードの説明をし、配布をする。

〈２〉入学式にて、ひまわりカードを回収、委員会立候補など意思表示を明確にする。

〈３〉選出の優先順位は、立候補からとする。定数より多い、また少ない場合は抽選を行う。
（公開抽選会を検討）

〈４〉決定次第、ＰＴＡ封筒にて名簿用紙・第１回委員会通知を配布する。

〈選出方法の算出について〉

昨年運用を開始した、ひまわりカードにて見えてきたことの一つに、様々なご事情を抱え、どうしても、今は委員会活動に参加できない方が、全体のおよそ１０%いらっしゃることが分かりました。

結果、委員会活動に参加できる方を９０%として算出すると
全児童数１１４２人×９０%＝１０２７．８人（切り捨て１０２７人）

また、きょうだいがいる、校外委員を引き受けているなど、同年に、別の委員会を受けられないなどの理由を考慮し、１５%と設定します。

１１４２人×８５%＝９７０人、９７０人を6年間でわると
９７０人÷６年間＝１６１．６６人（切り捨て１６１人）となり１年間で延べ１６１人の委員数が必要となります。（校外委員除く）

しかし、各学年によって児童数が違うため、一律同じにはせず、各学年の児童数ごとに、上記の条件を当てはめて、算出します。

平成３１年度新入学時児童数を、２００人と仮定したとして、
例 1〉学年児童数２００人×８５%（委員会活動に参加できない方１５%を引いた数）
＝１７０人
１７０人の皆さんが委員会活動に参加できるとして、１児童１回に近づけるため
６で割り、１年間当たりの人数を算出。
１７０人÷６年間＝２８．３３３３３・・・人　切り捨てによって、２８人

・２年生以降に選出する指名委員３人、カルチャークラブ委員会の人数上限１０人を含みます。

例 2〉平成３１年度の３年生で計算してみると、
学年児童数１６７人×８５%＝１４１．９５人（切り捨てて、１４１人）
１４１人÷６年間＝２３．５人（切り捨てて２３人）

学年選出人数(人)÷８５%の児童数(人)＝各学年１年間における選出人数の割合		
1年(仮)	27/170	１５．８%
2年	29/176	１６．４%
3年	23/141	１６．３%
4年	25/153	１６．３%
5年	29/183	１５．８%
6年	23/141	１６．３%

変更案では、各学年とも８５%を１００とすると、１年間に選出される人数は、
１５%～１６%となります。

大和市立北大和小学校ＰＴＡ規約（案）対照表

現行	改定案
第１章　総　則 第１条 第２条 第３条 第４条	第１章　総　則 第１条 第２条　条文変更なし 第３条 第４条
第２章　会　員 第５条	第２章　会　員 第５条　条文変更なし
第３章　役　員 第６条 第７条 第８条	第３章　役　員 第６条 第７条　条文変更なし 第８条
第４章　会計監査員 第９条 第１０条 第１１条	第４章　会計監査員 第９条 第１０条　条文変更なし 第１１条
第５章　機　関 第１２条	第５章　機　関 第１２条　条文変更なし
第６章　総　会 第１３条 第１４条 第１５条 第１６条 第１７条 第１８条 第１９条 第２０条	第６章　総　会 第１３条 第１４条 第１５条 第１６条　条文変更なし 第１７条 第１８条 第１９条 第２０条
第７章　役員会 第２１条 第２２条	第７章　役員会 第２１条 第２２条　条文変更なし
第８章　運営委員会 第２３条 第２４条 第２５条 第２６条 第２７条 第２８条	第８章　運営委員会 第２３条 第２４条 第２５条　条文変更なし 第２６条 第２７条 第２８条
第９章　役員指名委員会 第２９条	第９章　役員指名委員会 第２９条　条文変更なし
（構成） 第３０条　役員指名委員会の構成は、<u>各地区から１名とする。</u> <u>役員指名委員を選出する地区編成および基準については、細則に定める。</u>	（構成） 第３０条　**<u>役員指名委員会の構成は、２年生から６年生より各学年３名ずつとする。</u>**
第３１条 第３２条 第３３条 第３４条 第３５条 第３６条 第３７条 第３８条	第３１条 第３２条 第３３条 第３４条　条文変更なし 第３５条 第３６条 第３７条 第３８条

第10章　常任委員会 第39条	第10章　常任委員会 第39条　条文変更なし
（構成） 第40条　常任委員会は、学級から互選された学年委員、文化委員、広報委員、および地区から互選された校外生活指導委員で構成する。 （1）　学年委員　各学級から1名 （2）　文化委員　各学級から1名 （3）　広報委員　各学級から1名 （4）　校外生活指導委員　各地区から1名以上 但し、特別な事由がある場合、この限りではない。 校外生活指導委員を選出する地区編成・選出基準については、細則に定める。	（構成） 第40条　**各学年から互選される人数は、入学時の学年児童数を基準とし、各委員会の人数を決定する。** 常任委員会は、**各学年**から互選された学年委員、文化委員、広報委員、および**各地区**から互選された校外生活指導委員で構成する。 （1）　学年委員　**選出人数については、細則に定める。** （2）　文化委員　**選出人数については、細則に定める。** （3）　広報委員　**選出人数については、細則に定める。** （4）　校外生活指導委員　各地区から1名以上 但し、特別な事由がある場合、この限りではない。 校外生活指導委員を選出する地区編成・選出基準については、細則に定める。
第41条	第41条　条文変更なし
（役割） 第42条　常任委員会の役割は次のとおりである。 （1）　学年委員会 学年毎に教職員との連携をとりながら、学年・学級と、会員の交流を図る。 また、各学年の特徴に合わせたより良い教育環境に必要な情報を共有し、企画と運営に努める。 （2）　文化委員会 全会員・児童・地域の交流を深めることを目的とした、文化活動の企画運営に努める。 また、会員の教養の向上を目的とした研修の企画運営に努める。 （3）　広報委員会 会員相互・地域が本PTAの目的・事業への理解を深めるため、PTA活動を広く発信することに努める。 ※学級選出の3委員は、協力して各クラスの企画運営にあたることとする。 （4）　校外生活指導委員会 学校と地域との連携を図り、児童の交通安全と校外生活指導活動に協力する。 地区懇談会を開催し地区の連携を図る。 地区懇談会については、細則に定める。	（役割） 第42条　常任委員会の役割は次のとおりである。 （1）　学年委員会 学年毎に教職員との連携をとりながら、学年・学級と、会員の交流を図る。 また、各学年の特徴に合わせたより良い教育環境に必要な情報を共有し、企画と運営に努める。 （2）　文化委員会 全会員・児童・地域の交流を深めることを目的とした、文化活動の企画運営に努める。 また、会員の教養の向上を目的とした研修の企画運営に努める。 （3）　広報委員会 会員相互・地域が本PTAの目的・事業への理解を深めるため、PTA活動を広く発信することに努める。 （4）　校外生活指導委員会 学校と地域との連携を図り、児童の交通安全と校外生活指導活動に協力する。 地区懇談会を開催し地区の連携を図る。 地区懇談会については、細則に定める。

第４３条 第４４条 第４５条 第４６条	第４３条 第４４条　条文変更なし 第４５条 第４６条
第１１章　特別委員会 第４７条	第１１章　特別委員会 第４７条　条文変更なし
（構成と役割） 第４８条　特別委員会の委員は、その必要性に応じて各学級から１名以上、もしくはその他から互選され、運営にあたる。また、特別委員会には、担当教職員をおく。校長はこの委員会の会議に出席して意見を述べることができる。 特別委員会の正副委員長は、委員会で互選する。	（構成と役割） 第４８条　特別委員会の委員は、その必要性に応じて互選され、運営にあたる。また、特別委員会には、担当教職員をおく。校長はこの委員会の会議に出席して意見を述べることができる。 特別委員会の正副委員長は、委員会で互選する。
第４９条 第５０条	第４９条　条文変更なし 第５０条
第１２章　会　計 第５１条 第５２条 第５３条 第５４条 第５５条	第１２章　会　計 第５１条 第５２条 第５３条　条文変更なし 第５４条 第５５条
第１３章　慶　弔 第５６条	第１３章　慶　弔 第５６条　条文変更なし
第１４章　周年事業 第５７条 第５８条 第５９条	第１４章　周年事業 第５７条 第５８条　条文変更なし 第５９条
第１５章　細　則 第６０条 第６１条 第６２条	第１５章　細　則 第６０条 第６１条　条文変更なし 第６２条
第１６章　改　定 第６３条	第１６章　改　定 第６３条　条文変更なし

◎議案が承認された場合、規約の変更に伴い以下の案を運営委員会にて検討しております。

細則におきましては、規約に反しない限りにおいて、運営委員会の三分の二以上の議決で見直し、変更が可能となります。

（規約第１５章第６１条より抜粋）

大和市立北大和小学校ＰＴＡ細則対照表

現行	検討案
	第1章　委員選出に関する細則 （構成） 第１条　常任委員会の選出方法は以下のとおりとする。 （１）　学年委員は、全学年４名ずつ選出する。 （２）　文化委員は、学年の児童数により、選出人数を決定する。 （３）　広報委員は、学年の児童数により、選出人数を決定する。
第1章　地区編成に関する細則 （地区編成） 第１条	第2章　地区編成に関する細則 （地区編成） 第2条　条文変更なし
第２章　地区選出に関する細則 （選出基準） 第２条　地区で選出される委員の選出基準は次のとおりとする。 （１）校外生活指導委員は、原則１名が担当する世帯数を１５～３０世帯として選出する。 地区に複数名校外生活指導委員が選出された場合は、各地区１名の代表者を置くこととする。 （２）役員指名委員は、各地区から１名を選出とするが、以下はその限りではない。 ー１．７０世帯を超える地区からは２名選出とする。 ー２．さつき・コトーつきみ野地区、ドラゴンマンション中林２地区においては、隔年で１名の選出とする。	第3章　地区選出に関する細則 （選出基準） 第3条　校外生活指導委員は、原則１名が担当する世帯数を１５～３０世帯として選出する。 地区に複数名校外生活指導委員が選出された場合は、各地区１名の代表者を置くこととする。
第３章　地区懇談会に関する細則 （目的） 第３条 （招集） 第４条 （定足数） 第５条 （議決） 第６条	第4章　地区懇談会に関する細則 （目的） 第4条 （招集） 第5条　条文変更なし （定足数） 第6条 （議決） 第7条
第４章　慶弔に関する細則 （慶弔） 第7条	第5章　慶弔に関する細則 （慶弔） 第8条　条文変更なし

第5章　交通費に関する細則 （交通費） 第8条	第6章　交通費に関する細則 （交通費） 第9条　条文変更なし
第6章　事務局に関する細則 （事務職） 第9条 （任務） 第１０条	第7章　事務局に関する細則 （事務職） 第１０条　条文変更なし （任務） 第１１条
第7章　会計に関する細則 （会計の原則） 第１１条 （勘定科目） 第１２条 （会計帳簿） 第１３条 （会計伝票） 第１４条 （会計伝票の作成） 第１５条 （出納） 第１６条 （会計帳簿等の保存および整理） 第１７条 （処分） 第１８条 （会計書類の閲覧） 第１９条	第8章　会計に関する細則 （会計の原則） 第１２条 （勘定科目） 第１３条 （会計帳簿） 第１４条 （会計伝票） 第１５条　条文変更なし （会計伝票の作成） 第１６条 （出納） 第１７条 （会計帳簿等の保存および整理） 第１８条 （処分） 第１９条 （会計書類の閲覧） 第２０条
第8章　文書の保存に関する細則 （保存期間） 第２０条	第9章　文書の保存に関する細則 （保存期間） 第２１条　条文変更なし

＜特別委員会要項＞対照表

現行	検討案
第1章　バレーボール実行委員会に関する要項 （目的）	第1章　バレーボール実行委員会に関する要項 （目的）　　　　　　変更なし
（構成と役割） 本会の委員は、参加会員の中から、学年毎に２名を選出し、会の運営に努める。	（構成と役割） 本会の委員は、参加会員の中から、**各学年**２名を選出し、会の運営に努める。
（委員会の継続と委員選出） 本会の活動は単年度とし、継続については、毎年１月の運営委員会で審議・決定する。 継続する場合は、2月末日までに次年度の委員を決定する。	（委員会の継続と委員選出） 本会の活動は単年度とし、継続については、毎年１月の運営委員会で審議・決定する。 継続する場合は、**2月の各委員会選出時までに次年度の委員を決定する。**
第2章　カルチャークラブ委員会に関する要項 （目的）	第2章　カルチャークラブ委員会に関する要項 （目的）　　　　　　変更なし
（構成と役割） 本会の委員は、各学級から２名を選出し、カルチャークラブの運営に努める。	（構成と役割） 本会の委員は、**各学年から１０名を選出し、**カルチャークラブの運営に努める。
（委員会の継続と委員選出） 本会の活動は単年度とし、継続については、毎年１月の運営委員会で審議・決定する。 継続する場合は、４月の各委員選出時に各学級から選出する。	（委員会の継続と委員選出） 本会の活動は単年度とし、継続については、毎年１月の運営委員会で審議・決定する。 継続する場合は、**2月の各委員会選出時に次年度の委員を選出する。**
第３章　70周年事業実行員会に関する要項 （目的） （構成） （招集） （予算） （任期）	第３章　70周年事業実行員会に関する要項 （目的） （構成） （招集）　　　　　　変更なし （予算） （任期）